

# Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

## 核兵器・核実験モニター

245  
05/11/1

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security  
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号  
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org  
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」  
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

### 「08年、横須賀に原子力空母配備」



## 日米合意は、 民意を無視した暴挙

### 1000万市民を危険に曝す

海外に原子力艦の母港が置かれたことはない。米国において原子力艦情報は秘密に包まれている。こんな状況で、特別の協定を結ぶこともなく母港にOKを出す政府が何処にあるか。まともな政府であれば、事故リアリティが全面的に米国にあること、日本政府の事故調査権、原子力追加施設の建設をしないこと、など協定しなければならないことは山とある。このような議論をとおして、原子力空母は日本に要るのか、という真の論点がはっきりするだろう。政府のやり方は主権国家の体をなしていない。1000万首都圏市民の生命を何と軽く見ているのか。国会は民主主義を機能させて欲しい。

日米両政府は10月28日、横須賀を母港とする通常型空母キティホークの後継艦として、ニミッツ級原子力空母を2008年に配備することを合意した。

シーファー駐日米大使の同日付の声明<sup>1</sup>は、この決定は、「日本国民が原子力艦船に対して持つ微妙な感情」を考慮にいたった結果であり、放射性物質の流出を一度も起こしていないという実績が継続されるようあらゆる努力をしていくことを約束するとして、横須賀市の沢田前市長、蒲谷現市長から出されていた通常型空母の継続配備の要望についても「大変真剣に考慮したが、結果的に要望に沿うことはできなかった」と述べた。

一方町村外務大臣(当時)は同日の記者会見<sup>2</sup>で、第7艦隊のプレゼンスが「日本及び極東の平和と安定に寄与していることを評価」し、原子力艦船の安全性については「政府は従来から一貫して判断している」(日本寄港にお

#### 今号の内容

### 横須賀に原子力空母

「米印共同声明」インド国内論争

### 6か国協議共同宣言

出口か入り口か

### ロシア、新型ミサイル試射

米ミサイル防衛への対抗

### 米国が圧力文書

カナダなど軍縮決議案撤回

【連載】被爆地の一角から(4) 土山秀夫

ける累次の安全性の保証を)厳格に維持することを(米国が)述べており、この点、私共もこの姿勢を評価しています」と述べた。

04年3月31日の下院軍事委員会公聴会における米太平洋軍司令官(当時)ファーゴ海軍大将の証言(本誌208号参照)や05年2月10日の上院軍事委員会におけるクラーク作戦部長の証言(本誌228・9号参照)において、「原子力空母の横須賀配備」が強く示唆されたことに対して、地元横須賀市はもとより、神奈川県や周辺の横浜市、逗子市は、市長の声明や市議会決議などで「原子力空母反対」の強い意志を表明してきた。市民団体「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」の反対署名は40万人を超えた。今回の日米合意は、このような反対世論をまったく無視した、暴挙である。

## 「協議」は行われたのか?

28日の記者会見で、「(シーファー大使から連絡のあった)27日以前に米国から新空母への変更の連絡を受けたことはなかったのか」と問われた外相は「ありません」と答えた。

まず第一に、この発言を信じることはできない。第二に、仮にそれが真実だとすれば日本政府は米国政府に抗議し、一方的な決定の押し付けを拒否するべきであった。先の「ファーゴ証言」の後、川口外相(当時)は04年4月15日の衆議院外交防衛委員会で「(米側が)後継艦について何らかの決定を行ったということは承知していない」として、艦船の展開に関する米軍の決定については「我が国政府との緊密な協力の下で行われる」ということについて米側とは確認している、と答弁している。原子力空母の配備は「日本政府との緊密な協議が必要である」という方針は、先の「クラーク証言」においても2月17日のイングランド海軍長官の証言においても確認されている。1月14日の米議会調査局(CRS)報告書(本誌228・9号参照)は、「地元自治体や市民の反核感情を考慮すると日本政府との入念な協議が必要。政治的に受け入れられない可能性もある」と述べている。

しかし、この間、日本政府から米国政府へのアクションとして公表されているのはただ一つ、2月19日の「2+2協議」の席上で、町村外相(当時)がラムズフェルド国防長官に「ごく短時間に」横須賀市長からの反対要請があったことを「伝達した」ことだけである<sup>3</sup>。この時、国防長官からは「キティホークの後継についてはアメリカ政府として何ら決定していないという旨の説明があった」と外相は述べている。

日本政府は地元の反対の意志を「伝達する」ことはしても、自らの言葉で米国と交渉するという責任を果たさずにいたか、私たちの知らないところで密かに前向きな協議を積み重ねてきたかのどちらかである。28日のシーファー大使の声明が「大変慎重に考慮した」と述べているのが、「横須賀市長の要望」であり、日本政府のそれではないことは、外交交渉の不在(もしくは隠蔽)を如実に物語っているのではないか。

前出の米CRS報告書の背景には、08年以降も横須賀

に通常型空母配備を継続するならば、通常型空母ジョン・F・ケネディの母港を失うことになるフロリダ州メイポートの地域世論と議員らによる圧力があつた。同報告書は「原子力空母の横須賀配備」は、メイポートへの原子力空母用の設備投資が不要であるという財政的メリットの一方で、先の述べたような外交的リスクの高い選択肢であるとしたことを想起するべきであろう。地元で強力な反対世論があるにもかかわらずそれを外交交渉のテーブルに乗せなかった日本政府の姿勢が、米国政府の方針決定を大きく後押ししたのである。

## 投入される血税

細田官房長官(当時)は、「日本国内で原子炉修理や燃料交換はしない。停泊中は通常原子炉を停止すると説明した<sup>4</sup>。しかし、政府は原子力空母受け入れのための数千億円の予算を06年度から順次計上していく方針であり、検討対象には燃料棒交換などを目的とした新たな補修施設の建設も含まれていると報じられている<sup>5</sup>。民意に反する合意は、実行過程においても嘘の上塗りを重ねていくことになる。横須賀そして日本の市民は、自らに対する脅威を、「懐をはたいて誘致することを受け入れることができるだろうか。

市民と自治体は、日本政府の背任行為を徹底的に追及し、合意の撤回を求めていこう。すでに始まっているこの動きを大きく包み込む全国的世論形成が求められている。(田巻一彦、梅林宏道)

注

1. 仮訳: <http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20051028-77.html>
2. [http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g\\_0510.html#11](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_0510.html#11)
3. 05年4月25日参議院決算委員会での答弁
4. 05年10月29日『神奈川新聞』
5. 05年10月29日『日本経済新聞』

## 資料1

### ヒル国務次官補の声明

(抜粋)

05年9月19日 第4回6か国協議閉会式

(略) 諸原則を述べた声明の中に、軽水炉提供問題のような、DPRK(朝鮮民主主義人民共和国=北朝鮮)の平和目的の原子力利用の問題を議論する「適切な時期」が言及されている。しかし、その「適切な時期」は、DPRKが次のことを完了した時に初めてやってくるものである。

すべての核兵器と核計画を速やかに廃棄し、そのことがIAEAなどの国際的な手段によって6か国すべてが満足できるように検証されること。また、核不拡散条約(NPT)とIAEA保障措置を完全に遵守するようになり、協力と透明性の誓約を継続して守っていることを示し、核技術を拡散させることを止めること。

これらの条件が満たされたとき、われわれは間違いなく、そのような議論に入ることを支持するであろう。

(訳:ピースデポ)

# トンネルの出口か入口か 「行動」対「行動」に創意を

9月19日、北朝鮮の核問題を巡る第4回6か国協議が終了し、初めての共同声明に合意することに成功した。今後の協議の進展に楽観は許されないが、基盤が緩みかけていた過去の合意を再確認し、6か国協議の基礎を再構築した意義は極めて大きい。この成果は、中国と韓国の外交努力に負うところが大きかったと評価されている。以下では、共同声明の分析、今後の課題、「東北アジア非核兵器地帯」構想など東北アジアにおける協調的安全保障の発展との関連について考察する。6か国協議が、現実には戦争を回避させている役割を、本誌が掲げている「軍事力によらない安全保障体制」へのリアル・ディプロマシーの例として明確に位置づけることが大切であると、筆者は考える。

## 経過

今回の6か国協議は長丁場であった。05年7月26日に開会し、8月7日一旦休会となった。その後、9月13日に再開し、9月19日、初めての共同宣言を発表して閉会した。開会してから閉会まで56日にわたった。休会期間を除く会議期間は、前期13日、後期7日、合計20日間に及ぶ。

第3回が04年6月23日～26日に開催されてから13か月ぶりに開会され、第2期プッシュ政権、つまりライス国務長官になってから初めての6か国協議ということになる。この間、05年2月10日、北朝鮮は外務省声明を出して第2期プッシュ政権を批判し、「6か国協議への参加を無期限に中断すると述べていた<sup>1</sup>。

会議はこれまでと同じ北京の釣魚台迎賓館で開催されたが、各国の代表の顔ぶれは北朝鮮、ロシア以外は一新された。米国はクリストファー・ヒル国務次官補、北朝鮮はキム・ゲグァン(金桂冠または桂寛)外務次官、中国はウー・ターウェイ(武大偉)外務次官、韓国はソン・ミンズ(宋旻淳)外交通商次官補、ロシアはアレクサンドル・アレクセーエフ外務次官、日本は佐々江賢一郎アジア大洋州局長が交渉団長となった。北朝鮮の両隣に日米が座り、議長(中国)の両隣に日韓が座った。

事前には、軍事利用、「平和利用」を問わず北朝鮮のすべての核計画を放棄させることが、今回の6か国協議の目標であると日米政府は語り、そのような報道が繰り返された。しかし、このような要求は現在の国際社会では明らかに無理難題であり、筋の通らないものであった。北朝鮮が誇りを持って、世界に先駆けた政策選択を自発的に行うのであれば、それは望ましい選択である。しかし、米国や日本の圧力によって選択する大義明文は全く存在しない。現に、この要求はNPTへの早期復帰を北朝鮮に要求することと矛盾している。NPTは第4条によって「原子力平和利用」に関して「締約国の奪い得ない権利」を規定しているからである。

当然のこととして、北朝鮮はこの線を最後まで譲らな

かった。

## 共同声明

過去の3回の6か国協議においては、議長国中国は、共同文書の採択を試みたが成功せず、議長声明を出すことに留まざるを得なかった。したがって、成果の積み上げのない会議として、その有効性を危ぶむ声があった。しかし、今回は6か国とも会議の期間を設定しないで会議に臨むことで合意し、意欲を示した。不成功に終わると、6か国協議の存続そのものが危ぶまれ、それを米国も北朝鮮も望まなかったからである。

合意の背景には、中国と韓国による米国と北朝鮮の対立緩和への外交努力があった。そもそも、金大中政権、盧武鉉政権と一貫して継続された「太陽政策」が高く評価されなければならない。プッシュ大統領が北朝鮮を「悪の枢軸」と呼び、ライス国務長官が「圧力の拠点」と呼ぶ中で、韓国は北朝鮮政策の基本においては、米国からの圧力に抗し続けた。中国は、北朝鮮問題を外交カードとして維持し続けるためにも、中国の調停力を示す結果を出すために努力した。

とは言え、今回の6か国協議においても、最後まで共同宣言の文言についての合意は難航し、決裂寸前の状況にまで立たされたと伝えられる。最後の局面で、北朝鮮への軽水炉提供に関して6か国が議論する時期を「適切な時期に」と表現する案を中国が提案し、ようやく合意に漕ぎ着けることができたと伝えられる<sup>2</sup>。

## 2つの再確認

共同声明は英語で合意された。外務省の仮訳と英文とを比較しながら手直したものを資料2として掲載する<sup>3</sup>。

まず、共同宣言が、現在その有効性が揺らぎつつあった2つの2国間合意を、6か国全員によって再確認したことに注目したい。これは、6か国協議の今後にとってのみならず、東北アジア全域の協調的安全保障の将来にとつ

て、極めて重要な基礎を再構築した意味を持っている。

第1に重要なのは、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである」と6者が合意したことである。北朝鮮が、「核保有を宣言した（05年2月10日）と騒がれた中で、92年共同宣言はもはや無効であると言われかねない状況があった。それに対して今回の共同宣言は、92年合意が現在も有効であると改めて確認したのである。因みに、私たちが提案している「スリー・プラス・スリー」構想の非核兵器地帯は、92年非核化共同宣言を一つの基礎としているが、これによってその基礎を再確認できたことにもなる。

第2の重要点は、日朝両国が「平壤宣言に従って、不幸な過去及び懸案事項を解決することを基礎として」関係正常化に向かうことを、6者全体として確認したことである。02年9月17日に平壤宣言が発表されて以来、北朝鮮はNPTを脱退し、核保有を口にするというような経過があった。そのことによって、平壤宣言に謳われた「関連するすべての国際的合意を遵守する」などの文言が反古にされ、もはや平壤宣言は死文化したとの議論が一部

に発生していた。そのような状況に対して、日朝両政府のみならず、他の4か国を加えた6か国が、平壤宣言の有効性を確認したことは、極めて大きな意味を持っている。

## 非核兵器地帯への礎石

共同声明はまた、東北アジアの協調的安全保障の機構を準備するための礎石となるいくつかの重要な合意をした。とりわけ、私たちが提案している「モデル条約」による東北アジア非核兵器地帯の構想にとって、有益な合意があった。

第1に、6者が「東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した」と宣言は述べている。つまり、朝鮮半島の非核化を超えて東北アジアの協調的地域安全保障の追求が6か国協議の議題となることが述べられた。したがって、東北アジア非核兵器地帯化を6者協議のテーブルに載せることが可能となる枠組みができたと言えるであろう。さらに、共同宣言において米国が北朝鮮に約束した

を約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壤宣言に従って、不幸な過去及び懸案事項を解決することを基礎として、関係を正常化するための措置をとることを約束した。

3. 6者は、エネルギー、貿易及び投資の分野における経済的協力を、二国間又は多数国間で推進することを約束した。中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国に対してエネルギー支援をする意向があることを述べた。大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する200キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認した。
4. 6者は、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を誓約した。直接の当事者は、適当な別個の話し合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。6者は、東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した。
5. 6者は、「誓約対誓約、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。
6. 6者は、第5回六者会合を、北京において、2005年11月初旬の今後の協議を通じて決定される日に開催することに合意した。

(原文である英文テキストを参照しながら外務省仮訳に一部手を加えた。強調はピーズデボ)

## 資料2

### 第4回6か国協議に関する共同声明

2005年9月19日  
於：北京

第4回6者会合は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2005年7月26日から8月7日まで及び9月13日から19日まで開催された。

武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂冠朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、宋晏淳大韓民国外交通商部次官補、アレクサンドル・アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が会合の議長を務めた。

朝鮮半島及び東北アジア地域全体の平和と安定のため、6者は、相互尊重及び平等の精神の下、過去三回の会合についての共通の理解に基づいて、朝鮮半島の非核化に関する真剣かつ実務的な協議を行い、この文脈において、以下のとおり合意した。

1. 6者は、6者協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核

兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを誓約した。

アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を持っていないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていないことを確認した。

大韓民国(南朝鮮)は、その領域内に核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの誓約を再確認した。

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

2. 6者は、それらとの関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとること

安全の保証の文言は、私たちの「モデル条約」より先進んだ内容になっている。すなわち、米国は北朝鮮に対して「核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていない」と確認したのである。米国は、単に核攻撃をしないというのみならず、通常兵器による攻撃の意図も否定した。「意図を持っていない」「しない」との間には微妙な差があるが、米国の武力不行使の表明は、この地域の非核地帯条約に新たな積極的可能性を追加した。

## 「モデル条約」の改訂

「共同宣言」の成果を踏まえて「モデル条約」に次のような改訂を加えることを提案したい<sup>14</sup>。

まず、前文の一部に次の3文節がある。

「また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるといふ新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、

朝鮮半島においては『朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言』が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、

したがって、この地域に関係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、」

この第2文節と第3文節の間に、次のような新しい文節を挿入する。

「さらに、2005年9月に採択された関係6か国協議の共同宣言において、1992年南北共同宣言が再確認されると共に、『東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した』ことを想起し、」

次に、「モデル条約」ではいわゆる「消極的安全保証」に関する条項「第3条2(a)」は次のようになっている。

「第3条2 近隣核兵器国の義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。

(a) 東北アジア非核兵器地帯に対して核爆発装置を使用しない。また、使用の威嚇を行わない。」

前述したように共同宣言において、米国は北朝鮮に対して通常兵器も含めた安全の保証を与えた。この前進を踏まえて、モデル条約はこれを近隣核兵器すべてに課す義務とすることができるであろう。これは、既存の非核兵器条約には存在しない条項であるが、共同宣言が生まれたことによって、決して現実離れた条項ではなくなった。モデル条約は、たとえば次のような文言に改訂できる。

「第3条2 近隣核兵器国の義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。

(a) 核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、東北アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わない。」

しかし当然、次のような疑問が生まれるであろう。モデル条約の「地帯内国家（日、韓、朝）同士の通常兵器による攻撃・威嚇は許されるのか。また、「地帯内国家」から「近隣核兵器国」に対する通常兵器による攻撃・威嚇の問題はどうするのか。

非核の地帯内国家による通常兵器攻撃を禁じる条約は、もちろんすばらしい意義を持つであろうが、これは、非核兵器地帯条約の域を超えた「地域的不戦条約あるいは不可侵条約」の性格をもつ条項である。これが現実性を帯びるためには、さらに多くの問題を考慮しなければならないであろう。したがって、モデル条約においては、核兵器に当面の焦点を当て、次のような論理において第3条2(a)を位置づけるのが妥当であると思われる。

すなわち、北朝鮮の場合がそうであったように、また潜在的な日本の核武装論者が中国の核兵器を口実とする場合がそうであるように、核兵器国による攻撃は、核兵器を用いようが通常兵器を用いようが、核兵器による攻撃のさし迫った脅威を相手側に与える。この脅威に対抗する論理として自らの核武装を合理化する議論が入り込むのである。簡単に言えば、核兵器国による武力攻撃の可能性は、用いられる兵器の種類を問わず、核拡散の誘因となる。したがって、核兵器拡散の誘因を断つために、核兵器国は近隣諸国に対して手段を問わない安全の保証を行う義務を負うのである。

この論理を明確にするために、前に抜粋したモデル条約の前文の3文節において、第1文節と第2文節の間に次の一文を加えることにする。

「さらにまた、核兵器を用いるか通常兵器を用いるかを問わず、核兵器を保有する国からの武力攻撃の脅威が、核兵器の拡散の誘因となりうる国際社会の現実を直視しながら、」

## 「行動」対「行動」

さて、今後の最大の問題は、言うまでもなく共同宣言がどのように実行されるかである。

一部の新聞報道だけに接している市民には、共同宣言の署名のインクが乾くか乾かないかのうちに、北朝鮮が「軽水炉の供給が先になれば、核兵器の放棄はない」と一方的に主張し始めたかのように受け取られかねない。しかし、事実経過は、もっと冷静に受けとめられるべきものである。

前述したように、共同宣言は「適切な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した」と述べている。つまり「適切な時期」というあいまいな表現によって初めて合意が成立したのである。そして、それぞれの国が自国の都合のよい解釈を与える余地を残した。

宣言の採択後、9月19日の閉会式において米国が早

速その解釈を述べた(資料1に抜粋)それによると、北朝鮮がNPTに復帰し、核兵器の放棄が検証されて初めて軽水炉問題が話題に上る。したがって当然、北朝鮮は自分の解釈を述べることになるであろう。それが、翌9月20日の「外務省スポークスマン声明」<sup>1)</sup>である。少し長いが、論調を知っていただくために、英文から全訳をして資料3に掲載する。その中で北朝鮮は、「米国は、我々との信頼構築の物理的担保である軽水炉の提供なしに、DPRK(北朝鮮)の核抑止放棄の問題を夢にも考えてはならない」と述べ、軽水炉提供こそが先でなければならないと主張したのである。

ここでの見解の衝突に心を奪われるより、私はむしろ、共同宣言で一致した「誓約対誓約、行動対行動」の原則に従って段階的に宣言を実行していくことに最大の関心と智恵を注ぐべきであると考え。共同宣言は、あいまいさも含めて「誓約対誓約」として紙の上の約束を交わしたのである。これを元にバランスの取れた「行動対行動」を見出す必要がある。米国の言うような「核放棄の検証」を待つという議論では、検証に必要な数年のあい

だ、北朝鮮ばかり「行動」を強いられる。逆に北朝鮮の言うような軽水炉建設を待っていれば、数年の間米国ばかり「見返りのないかも知らない」行動を強いられる。

両国がバランスの取れた「行動」を取り合って前進する智恵が強く求められている。NGOも含めてこのことは問われるであろう。また、6か国は共同宣言をとりまく環境を悪化させるような行動を厳しく慎まなければならない。小泉首相の靖国神社参拝などは、このような状況への無頓着を示す点から考えただけでも、愚行の極みと言うべきであろう。(梅林宏道)

注

- 1 声明の全文は、本誌228-9号(05年3月1日)
- 2 「朝日新聞」(05年9月21日)
- 3 外務省仮訳のURL [http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n\\_korea/abd/ks\\_050919.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/ks_050919.html)
- 4 モデル条約(04年7月3日版)全文・解説は、ブックレット「東北アジア非核地帯」(ツインブックレット日韓共同刊行委員会、2005年3月15日、ピースデポ刊)参照。ピースデポのウェブにも掲載。
- 5 モデル条約における「近隣核兵器国」とは、米、口、中である。
- 6 英文テキスト:  
<http://www.kcna.co.jp/item/2005/200509/news09/21.htm#1>

## 資料3

# 北朝鮮外務省スポークスマン声明

2005年9月20日

国際社会の注目を集めるなか、9月13日に北京で始まった朝米間の核問題に関する第4回6か国協議の第2段階協議は、9月19日に終了した。

DPRKの積極的なイニシアティブによって2003年8月に始まった協議は、紆余曲折を繰り返しながらも、この2年余に数度にわたり開催されてきた。

しかしながら協議は、朝鮮半島の非核化に向けた国際社会の一致した期待に反して、参加国間の対立姿勢により、何の成果もなく無益な会談を繰り返してきた。我々は、朝鮮半島の非核化という総体的目標を是が非でも実現するため、寛大さ、忍耐強さ、真摯さをもって、原則的で、公正かつ公平正大な態度で今回の協議に臨んだ。その結果、我々はいよいよすべての試練を乗り越え、「言葉による誓約」である共同声明の合意をとりつけた。

共同声明は、朝米間の核問題解決に向けた我々の一貫した姿勢を反映したものであると同時に、朝鮮半島全体の非核化に責任を持つ米国および韓国の誓約をも反映したものとなっている。周知のように、朝鮮半島を非核化するといふ「言葉による誓約」において、これまでDPRKと米国とのあいだにおける最も深刻な違いとなっているのは、平和目的での核活動に対する前者の権利に関する問題である。具体的には、米国の前者に対する軽水炉の提供の問題であった。8月に開かれた第4回協議

の第1段階協議を、企図した成果を生み出すことなく休会とせざるを得なかったのは、これらの相違のためであった。現在の米政権は、DPRKに対し、主権国家の独立した権利であるべき平和目的での核活動の権利をも原則として否定し、DPRKが核不拡散条約(NPT)を脱退し、もはや国際原子力機関(IAEA)の加盟国でなくなったことを口実に、いかなる場合も軽水炉を提供できないと主張した。米国のこの不当な態度に対抗して、我々は、朝米間の核問題の解決を見出す基盤は、両国間で歴史において作り出された不信の一扫でありまた、相互信頼を築くための物理的な基礎固めはDPRKへの軽水炉の提供以外にあり得ないことを明確にした。我々は、米国が、軽水炉提供を通じて、わが国をしてNPT脱退を余儀なくさせた根本的な原因を取り除くよう強く要求した。

協議において、米国を除くすべての関係国は、平和目的での核活動に関するDPRKの権利を尊重し、軽水炉の提供について議論することを支持した。

米代表団は今回、会議の流れに圧力を感じて数回にわたり本国政府と連絡を取ったあげく、自らの主張を撤回するしか選択肢がなかった。6か国は、共同声明で合意した事項について、今後「行動対行動」の原則に沿って、協調的措置を段階的に実施していくことで合意した。

共同声明の中に明記されたように、我々

は、信頼醸成の基盤である米国からの軽水炉提供があり次第、即座にNPTに復帰し、IAEAと保障措置協定を締結し、それを履行する。

すでに一度ならず明確にしてきたように、もし朝米関係が正常化し二国間の信頼が醸成され、米国の核の脅威にもはや晒されないとすれば、我々は一個たりとも核兵器を保有する必要を感じなくなるであろう。

したがって、米国にとって最も重要なことは、我々の平和目的での核活動を実質的に認める証拠となる軽水炉を、一日も早くDPRKへ提供することである。

米国は、我々との信頼構築の物理的担保である軽水炉の提供なしに、DPRKの核抑止力放棄の問題を夢にも考えてはならない。これが、地中深く突き刺さった岩のようにゆるぎない我々の正当かつ首尾一貫した立場である。我々はこれまで米国政府の強硬派に対して政策を具体化してきたし、これからもそうするであろう。

米国が今後、「行動対行動」の段階で現実どんな動きをするか見守るべきだが、もし再び「軽水炉の提供に先立つ、DPRKによる核兵器の廃棄」を主張するようならば、朝米間の核問題は何も変わることなく、その結果はきわめて深刻で複雑なものとなるであろう。

米国がもし、今回の約束を破る道へと進むならば、我々は我々の信念であり道しるべでもある「先軍路線」が示す道に沿って、寸分の狂いもなく前進するであろう。

(訳:英文テキストよりピースデポ)

# 米ミサイル防衛が引き起こした 軍備競争

## 潜水艦発射弾道ミサイル「ブラバ」

サイバーカースト・ニュースサービス(CNS = Cybercast News Service, CNSNews.com)は、9月29日、モスクワ発の情報として、ロシア海軍北方艦隊所属の戦略原潜が9月27日に白海からカムチャッカ半島の射爆演習場に向けて新世代潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)ブラバの試射を行ったことを報じた<sup>1</sup>。研究プロジェクト「ロシア戦略核戦力」を運営する研究者パベル・ポドビックによれば、発射実験に使われた戦略原潜はデミトリ・ドンスコイである。それは、SLBMブラバの試射用に改造された941級潜水艦である。今回の試射は、SLBMブラバの最初の試射であり、無事に演習場に着弾したことにより、試射は成功したと評価できる<sup>2</sup>。本誌223号で報じたように、ブラバは04年9月23日、同じく原潜デミトリ・ドンスコイにおいてミサイル射出の動作実験が行われていたが、ロケット・エンジンへの点火は行われなかった。

CNSニュースは、ブラバの性能を固体燃料推進式で、最大10発の個別誘導可能な核弾頭が搭載可能で、射程距離は8,000キロとしている。ブラバの性能仕様については、他にもさまざまな推測がある。例えば、GlobalSecurity.Orgのアナリストであるジョン・パイクは、陸上発射型のトーポリムを潜水艦搭載可能なように小型化した固体燃料式ミサイルで、550キロトンの弾頭を最大で6発搭載でき、射程距離を10,000キロとした<sup>3</sup>。本誌243号はグローバル・セキュリティ・ワイヤ誌「電子版」の報道に依拠し、トーポリムの派生型で、射程距離10,000キロとし

た。ちなみに、実験段階にあるブラバは西側識別名でS-S-NX-30であるが、ロシア側の正式な識別番号は明らかになっていない<sup>5</sup>。

さて、UPI通信社が10月4日付でイタル・タス通信の引用として伝えるところによれば、オホーツク海に展開する戦略原潜7月30日に白海カニン・ノス岬の目標に向けてブラバを試射し、実験に成功したという<sup>6</sup>。ただし、研究者パベル・ポドビックは、これとは異なった見解を示している。すなわち、太平洋艦隊に所属する公式番号K-433潜水艦(667BDR級/デルタ級)「聖ジョージ・ポベドノゼツ」がオホーツク海からR-29R(西側識別名SS-N-18)を試射したとする。在来型のSLBMの試射であり、04年11月2日にも同艦からR-29Rの試射が行われている<sup>7</sup>。

CNSニュースの9月29日の報道(前出)によれば、9月28日、ロシア国防相セルゲイ・イワノフは、27日のブラバ試射の成功を賞賛し、新兵器は07年末に配備されるだろうと発言した。CNSニュースはブラバを搭載するボレイ級新型艦2隻を建造中であり、06年と07年に配備される<sup>8</sup>。別の文献は、ブラバ12発搭載のボレイ級戦略原潜1番艦ユーリ・ドルゴルキの就役を05年、同2番艦アレクサンデル・ネフスキの就役を08年としている<sup>9</sup>。

## プーチン大統領のテレビ発言

興味深いことは、ブラバの試射が行われたのは、プーチン大統領がテレビの生出演番組でロシアの新型戦略ミサイル・システムを宣伝したのと同じ日であったことだ。ロシア大統領府によれば、大統領は「いかなる国も先を越すことのできない新型の高精度戦略ミサイル・システムを開発中である」と発言した(発言を囲み記事に抄訳した)<sup>10</sup>。プーチンは新型ミサイルを指して「弾道や高度を変えることができる超音速システム」と説明した。ミサイル防衛に対しても「事実上無敵である」という。

本誌で紹介したように、04年11月17日、ロシア軍幹部会議において、プーチン大統領は、他の核保有国が過去に開発しておらず今後もそうする予定のない新型兵器を開発中であることを明らかにした<sup>11</sup>。今回ブラバ試射と同じ日に行われたプーチンのテレビ発言は、04年11月の大統領の発言とほとんど重なっている。また、04年2月18日には、大規模軍事演習「安全保障2004」の最中に、プーチン大統領は「極超音速、精密誘導の新兵器システム」を開発中であると発言した。「極超音速」「高精度(精密誘導)」といった形容詞は、テレビ発言での説明と共通している。「新兵器システム」とは結局、ブラバを指

8ページ下段へつづく

## プーチン大統領のテレビ発言

(抜粋)

05年9月27日

「われわれは現在、新型の、近代化された、陸上および海洋で使用可能なミサイルのテストを始めている。われわれは、地上移動型を含む新鋭の弾道ミサイルの発注を始めている。われわれは、高精度兵器の開発事業を継続し、その兵器はテストされている最中である。おそらく貴方がご存知のように、私も最近、そのテストに参加した。この兵器は長射程高精度ミサイルであり、私が以前に述べたように、世界のいかなる国もこのような兵器を未だに保有しておらず、われわれが保有する前に保有することもないだろう。それは、弾道や高度を変えることができる超音速システムであり、われわれのパートナーのある国が開発している対ミサイル防衛システムも含めて、事実上無敵である。」

(クレムリンのホームページ。訳:大滝正明、ピースデポ)

# 「米印共同声明」をめぐるインド国内の論争

2005年7月18日に発表された「米印共同声明」(本誌242号参照)をめぐるインド国内での論争を紹介する。以下の記述は、ジア・ミアン、M S ラマーナ「核の火に油をそそぐ」(『フォーリン・ポリシー・イン・フォーカス』2005年9月20日)による。インドで実際に何が争点になっているかを知ることができ、われわれにとって大いに参考になる。問題の焦点は、インドが民生用と軍用に核施設・計画を明確に分離することと引き換えに、米国がインドの核エネルギー計画に支援を約束したことで、今後どのような帰結が予想されるかである。

論争の大半は核の「タカ派」と核の「ナショナリスト」の間で行われている。核の「タカ派」によれば、このような取引はインドの核兵器開発に不必要な制約を課し、水爆をも含む大規模な核兵器保有を実現する妨げとなる。こうした見解は、アタル・ベハリ・バジパイ前首相とインド人民党(BJP)によって唱えられている。バジパイの議論は次のようだ。「軍用と民生用を分離するのはきわめて困難である。不可能ではないにしても、……そうすることは核抑止の大きさを決定する柔軟性をわれわれから奪ってしまう。ここで「柔軟性」と彼が言うとき、核兵器の削減や廃絶は含まれていない。民生用と軍用の分離が、軍事施設の規模の縮小につながることをバジパイは恐れているのだ。

核の「ナショナリスト」たちの見解は、より穏健かつ伝統的なものである。すなわち、核開発計画はインド国民による技術上の偉大な達成であり、インドの経済・社会の発展に不可欠であるとする。この見解によれば、米印間の取引は「最小限」の核兵器保有に不当な制限を課すことなく、核エネルギー計画を維持・拡大していくための1つの方法を提供する。これはインドの現政権の見解でもある。マンモハン・シン首相は7月29日の国会で次のように述べた。「われわれの核開発計画...は、ユニークである。それは、『進んだ核大国(advanced nuclear power)』を特徴づける諸活動の全範囲にわたっている」と。

ところで、これら2つの見解には共通の欠陥がある。第一に、両者ともインドの核エネルギー開発が成功するこ

とを前提にしている。しかしその保証はない。米印間の取引は、健康・安全・環境・民主主義の保全に関する、インド原子力エネルギー省(DAE)による長期にわたる高価で大規模な失敗を証明するものであることを、彼らは認識していない(50年以上にわたる政府による寛大な資金投下にも拘らず、原子力発電はインドにおける電力生産能力の3%を占めるにすぎない)。第二に、両陣営とも核兵器が安全保障の源泉であると考えている。しかしこの確信はすでに破綻している。さらにこのような確信に固執する者は、核兵器を保有しさらに使用さえしようとすることの、道徳的・法的・犯罪的な諸問題を無視している。両者の違いは、彼らが保有する大量殺戮兵器の規模と性質、および彼らが殺そうと脅迫する人々の数にあるにすぎないのだ。

米国とインドによる今回の合意は、2つの基本的な問題を提起している。第一に、開発と人々の福祉のために、インドは核エネルギーを必要とするだろうか。これについて、必要としないという回答がありうる。第二に、近隣諸国および世界との平和的な共存のために、インドは核兵器を必要とするだろうか。多くの人は、十分な根拠をもって、必要としないと考えている。

米印合意の帰結は、原子力発電で装備し核兵器で武装したインドが、ワシントンの影の中で尊大にもふんぞり返って歩いている、という未来図である。これほど結果が明らかな選択はないであろう。(藤田明史)

7ページからつづく

すのであるだろうか?

ロシアは、ここ数年、米国のミサイル防衛網を突破できる能力を保有することを示唆している。プッシュ政権が1972年のABM条約から脱退し、ミサイル防衛計画を積極的に推進し始めてからは、ロシアは戦略ミサイルへの単弾頭搭載という限定にこだわらなくなった。複数の弾頭および図(デコイ)を搭載していれば、弾頭を迎撃し撃破するように設計された米国ミサイル防衛システムに対するロシアのミサイルの脆弱性を低減することができる。ブラバ開発もその一環であろう。

ともあれ、9月27日のブラバ試射の成功は、ロシア戦略核の軍事的能力を強調するプーチン政権の努力の最も新しい実例であるとともに、米ミサイル防衛が引き起こしている新しい軍備競争の表れと見てよいであろう。

(大滝正明)

注:

- 1 <http://www.cnsnews.com/ViewPrint.asp?Page=\ForeignBureau\archive\200509\FOR20050929b.html>
- 2 <http://russianforbes.org/eng/news/archive/000606.shtml>
- 3 <http://www.globalsecurity.org/wmd/world/russia/3m14.htm>
- 4 [http://www.nti.org/d\\_newswire/issues/2004\\_11\\_18.html#5E69593F](http://www.nti.org/d_newswire/issues/2004_11_18.html#5E69593F)
- 5 <http://russianforbes.org/eng/blog/archive/000610.shtml>
- 6 <http://www.wpherald.com/storyview.php?StoryID=20051004-023629-7619r>
- 7 <http://russianforbes.org/eng/news/archive/000608.shtml>
- 8 注1と同じ。
- 9 ロバート・ノリス、ハンス・クリステンセン、「ロシアの核戦力:2005年」(『プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト』05年3/4月号)
- 10 <http://www.kremlin.ru/eng/speeches/2005/09/27> から英語版発言録にアクセスできる。
- 11 本誌223号(04年12月1日)Bページ資料。

# 期限付き核兵器廃絶案

地球上になお28,000発以上の核弾頭が存在している現状では、核兵器廃絶（以下、核廃絶と省略）を今日言って明日できるはずがないことは誰でも分かっている。しかし核廃絶への手順を踏む取りくみすら見えてこないとなると、被爆者の人たちが、核兵器国は自分たちが死に絶えるのを待っているつもりか、と反発するのも当然である。

その意味で、平和市長会議が推進しようとしている2020ビジョンは、明確な指標を設定した構想と言える。2010年までに核兵器禁止条約を制定させ、2020年までに核廃絶を完了させようというのである。この行動計画に因んで、過去に出されたいくつもの核廃絶案について少し検証してみよう。

最も早いのは86年1月、当時のソ連共産党書記長ミハイル・ゴルバチョフの演説で、2000年までに核兵器を完全撤廃するというものであった。5年毎に種別（例えば戦術核など）の核兵器を撤去して行き、3段階の15ヵ年ですべての核兵器の撤去を計る提案だった。86年10月のレイキャピク首脳会談で米国のレーガン大統領はこの考えを受け入れたばかりか、二人は更に10年で核兵器をゼロにするというより短期の計画にさえ合意した。だが後になって米国は、SDI計画（いわゆるスターウォーズ構想）にこだわったため、惜しくもこの種の合意は束の間の夢と終わったのである。

これに続く形でインドのラジブ・ガンジー首相は、2010年を目標にした核廃絶のための「行動計画」を提唱した。具体的方策については92年5月の『原子力科学者会報』にバルチャンドラ・ウドガオンカーほかの連名による論文が掲載された。最初の5年間はすでに署名された協定あるいは一方的宣言の履行、新しい宣言・条約・協定に向けた交渉の開始などに当てる。続く各々次の5年（合計10年）に

は連続した2つの履行段階が設定され、各段階ごとに時間目標が設定あるいは再設定され、それらを履行することによって2010年までに「核兵器のない世界」を実現させようとするものであった。以来、ウィリアム・エプスタイン元国連事務局員による2020年完了の4段階案（94年）、米シンクタンク「ヘンリー・スタムソン・センター」による4段階案（95年）、「パグウォッシュ会議」による多角的提案（95年）、オーストラリア政府による「核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会」の3段階案（96年）、日本政府の依頼による「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」（99年）さらに非同盟諸国やNGOを中心とした「核兵器禁止条約」案等々がある。

これらの核廃絶案を見比べていて気付くことがある。エプスタイン案までの比較的早い年代の提案には、完了時期や各段階の目標期限が明示されているのに、以後の提案にはほとんどその点が記されていない。この疑問に対して、米国の或る若手研究者がこう語ってくれた。「歴代の米政権は、国際政治が常に流動的であって期限の設定が提案者の願望になっても、何の保証にもならないと考えているからに違いない。」そしてこう付け加えた。「特に急進的な非同盟諸国の提案だと、米政府はむしろ反発感情が先立つように思える」と。実は故ヨーゼフ・ロートブラット博士も「核軍備撤去のような複雑な過程に、特定の期限を指定するのは恐らく賢明ではないだろう。重要な事件が起こると、期限を付した行動計画表はすぐ時代遅れになるからだ」と記している。

これらの点を重ね合わせると、非同盟諸国の考え方に近似する今回の2020の行動計画が、果たして米政府を動かす得るか否か、大きな賭と言えらるう。



## 特別連載エッセー 4

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学、88年～92年長崎大学長。過去2回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

（題字も）

# 米国の横やりで潰れた「核軍縮特別委員会」の提案

## カナダなど来年への決意を表明

6か国(ブラジル、カナダ、ケニア、メキシコ、ニュージーランド、スウェーデン)のイニシアティブにより、ジュネーブ軍縮会議(CD)で行き詰まっている軍縮をめぐる4つの重要議題「消極的安全保証(NSA)」、「核軍縮」、「カットオフ条約(FMCT)」、「大気圏外での軍備競争の防止(PAROS)」について国連総会の下に特別委員会を設置するという意欲的な提案が準備されていた(本誌244号参照)。しかし、米国の強い圧力により、今年は提案されず、もう1年間、CDでの議論の進展を待つということになった。

### 5大使調停案

既に本誌でも再三述べたように、軍縮を扱う国連の機関であるCDは、1999年以来、主として上述のPAROSをめぐる米中の対立から議論が全く進展しない状態となっていた。ブラジルのアモリム大使の提案を受けて、2002年8月、アルジェリア、ベルギー、コロンビア、スウェーデ

ン、チリの5か国のCD議長の経験のある大使により、調停案(5大使調停案ないし「A5案」と言われる)が提案された。A5案では、上記4課題についていずれも特別委員会を設置すること及び各特別委員会の任務(マンデート)が提案されていた。2003年6月、5か国の大使はA5案の修正案を提示した(CD/1963/Rev.1)。そしてこの修正A5案に対して、ロシアと中国が賛意ないし支持を表明したことからCDの行き詰まり打開への期待が高まった(詳細は本誌195号参照)。

ところが、米国はA5案に対して沈黙し、むしろCDに否定的な見解を示していた。そればかりか、A5案の中で条約交渉が課題となっていたFMCTに関して、米国は従前「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的で検証可能な交渉」に賛成していたにもかかわらず、2004年にいたって「FMCTの現実的かつ有効な検証が不可能であるという深刻な懸念を提起」する等と表明し、むしろ、こ

### 資料1 米国が各国政府に送った「圧力文書」

## 特別委員会に関する国連総会第1委員会決議案に関して

米国は、いくつかの政府が、国連総会第1委員会(軍縮)において、総会の下に特別委員会を設置することを求める決議案の提出を計画していると聞いている。

公式文書はまだ提出されていないが、そのような分裂を呼び起こすような提案は、締約国が、過去2年以上にわたり、第1委員会の再活性化を通じ醸成してきた、改革に向けた積極的な雰囲気大きく阻害するものとなるであろう。

新たに合意されている第1委員会のテーマ別討論の概念においては、いかなる国の代表団も、それらの政府が重要と考えるあらゆる問題を第1委員会に提起することができる。特別委員会の設置は、この重要なシステムが第1委員会において定着する前にそれを損なわせるものとなるだろう。

また、このような特別委員会は、ジュネーブ軍縮会議(CD)の作業プログラムを進展させるというわれわれの共通の目的を害するであろう。事実、われわれは、当該決議案

が、これらの特別委員会をニューヨークではなくジュネーブにおいて設置することを提案していると聞いている。

国際社会は、もう一つの「幻の」CDを創設するのではなく、CDを機能させることに焦点を当て続けるべきである。

実際、CDの問題を第1委員会に移行させることは、CDの役割の終焉を意味するものであり、このイニシアティブを支持するものたちは、その責任を全面的に負うこととなるだろう。

また、米国は、我々の同意なしに創設されたいかなる国際的組織にも参加しないという旨を明らかにしておきたいと思う。

加えて、米国は、そのような組織が生み出すいかなる合意にも決して拘束されることはないと考えている。

我々は、国家および世界的な安全保障に関する極めて重要な問題について、多

数決によって交渉を行うことはしない。この決議の共同提案国が考案したメカニズムにおいては、米国を含む全ての国家の重大な安全保障上の利益を守ることはできないであろう。これは、われわれが参加しない、もう一つの理由でもある。

CD議題をニューヨークにおいて議論したいと考えている諸政府は、既存の第1委員会においてはもちろんのこと、CDのメンバーでない場合は、オブザーバーの地位を適用することにより、ジュネーブにおいても議論する機会を十二分に得ている。

CDにおける現在の行き詰まりの理由は、ジュネーブにおいてと同様に、ニューヨークにおいても解決されるものではない。事実、この決議案の生み出すものは、その共同提案国がまさに促進させようとしている国際的な不拡散ならびに軍縮の目標を阻害するものとなるだろう。

それゆえ、我々は、第1委員会において、このような特別委員会を設置する提案に反対するよう、かつ、国際の平和と安全の維持に関する問題を議論するためには、年ごとの第1委員会を最大限に利用するよう、貴政府に対して強く求める。

(訳:佐藤史郎、ピースデポ)

の点での後退ともいえる態度さえ示した(本誌217号)

## 全会一致制

CDが停滞するに至ったのは、CDが全会一致制をとっているからである。核不拡散条約(NPT)におけると同様に全会一致制は、全ての国が拒否権を有しているに等しい。今回の第1委員会における6か国イニシアティブは、CDの全会一致制により議論が進まないことを是正するため、国連総会の多数決制度を利用して特別委員会の設置を国連総会で行おうとするものであった。このイニシアティブは、CDやNPTを無視するのではなく、CDやNPTの手続的問題点を民主的に改善しようという意欲的なものであった。今年の広島での平和宣言で「国連総会の第1委員会が、核兵器のない世界の実現と維持とを検討する特別委員会を設置するよう提案します」と主張していた。

## 米国の反撃

このような動きに対して、米国は、改革途上にある国連総会自体に悪影響を及ぼす、CDの問題はCDで扱うべきである、安全保障は多国間の多数決にはなじまない等といった理由をあげて、このような特別委員会に参加しな

いし、決議にも従わないという文書(資料1)を配布して反撃に出た。このような米国の動きもあり、6か国イニシアティブでは、カナダが代表して10月12日に声明(資料2)を発表し、状況を見るためにもう1年待つが、もし、来年に至ってもCDでの進展が見られないのであれば、再度決議案を上程するとして本年度の提案は見送った。声明に見られるように、彼らの志は高く、決意は固い。

米国が決議提案国に力づくで取り下げさせた例として1993年の国連総会において、国際司法裁判所(ICJ)に対する核兵器の違法性に関する勧告的意見を求める決議に関するインドネシアに対する圧力がある。今回の6か国イニシアティブと米国の動きはその時を思い起こさせる。しかし、その後、NGOの運動もあり、結局ICJに勧告的意見を求める決議は翌1994年に採択された。ICJの勧告的意見は、3つのNGO(IPB(国際平和ビューロー)、IPPNW(核戦争防止国際医師会議)、IALANA(国際反核法律家協会))が強い国際世論の喚起に成功した。今回の場合も、平和市長会議などを中心とする広範な世論づくりが重要であろう。日本においても、CDの活性化とともに、CDが動かない場合には、来年のこの決議への支持を訴える運動を進めることが必要である。(内藤雅義)

## 資料2

# ブラジル、カナダ、ケニア、メキシコ、 ニュージーランド、スウェーデンを代 表したカナダによる声明

2005年10月12日

盟国代表がさらに十分に理解する機会が得られれば、有益となることは明白である。また、これからのCD議長が彼らの計画を作り上げるための場と時間を与えるようにしたいとも考える。以上のことを念頭に置いて、現時点では決議案の提出を進めないことに決定した。

軍縮および不拡散に関する多国間の作業には目下のところ障害があり、ジュネーブ軍縮会議(CD)が長年にわたって麻痺していることは周知のとおりである。この点については、第1委員会の一般演説で行われたほとんどの発言の中でも言及されていた。

この6か国による地域横断的イニシアティブを行う気になったのは、CDの現状が容認できないものであるとの認識に立って、この状況にただ不満を述べているだけでなく、具体的な是正措置を編み出したと考えたからである。

このような構想を発表しただけでも、この軍縮問題を扱う世界的な討論の場において、CDにおける長年の行き詰まりがすべての国々の安全保障上の利益に否定的な影響を及ぼしているという事実が注目されることになったという点で、既に重要な目的は果たしている。

我々は国連総会および第1委員会の改革の継続を支持しており、第1委員会を、単に決議を出すだけの機関としておとし、我々が直面する現実世界の重要課題につ

いて話し合う政治的討論の場として使用するというこの考え方も、同じ立場に立ったものである。

「軍縮および不拡散の優先議題に関する作業を開始する」ことに関する我々の決議案に述べてある構想は、かなりの関心と反響を呼んでいる。好意的なものもあれば否定的なものもあるが、大部分は、そのような構想が既存の軍縮機構にどのような影響を及ぼすかに関してさらに情報を求めるものであった。

我々はまた、2006年度の6人のCD議長の中の最初の3人、つまりポーランド、韓国、ルーマニアの各国大使とも議論を行ってきた。これらの協議の中でわかったことは、これらの議長が、CD内で核心となる問題の体系的な討議を開始し、年度を通じて継続することを目的としたイニシアティブを追求する意向だということである。この目的は我々のと全く同じである。

我々が提案している構想にとっては、これをさらに練り上げるとともに、いかなる結果が生み出されるかについてすべての加

CDが意義のある作業を再開するようするという目的は議長も我々も同じであり、議長がこの目的を首尾よく達成されることを祈るとともに、我々としても支援を惜しむことはない。

同時に、理由のいかんを問わず、CDが2006年もまた結果を残せないままに1年を送ることになれば、大多数の国の安全保障上の利益が少数の国の政策によって人質にとられているような状況に対する、民主的なかつ多国間的な代案を保証する手段の一つとして、この提案を再度提出するという選択肢は捨てないことを断っておきたい。その間の時間を活用して、このような目的に対する広範な支持基盤を築いていきたい。また、軍縮機構に関するテーマ別の討論を利用して、これらの構想の検討をさらに進め、他の国々もこれにならうよう勧めていきたい。

最後に、この計画を支持してくれた方々、特にNGO諸団体の方々に心から感謝の意を表するとともに、CDを仕事に復帰させるべく2006年も活動を続けることを約束したい。  
(訳: 鶴飼礼子、ピースデポ)

# ピースデポ平和フロンティア講座のご案内 東シナ海ガス田問題をどう考えるか

報告者: 国際海洋法の視点から 都留康子さん(東京学芸大学)

そのほかにも予定。

座長: 梅林宏道

日時: 2005年12月9日(金) 午後6時30分~

場所: 総評会館502会議

千代田区神田駿河台3-2-11/TEL:03-3253-1771(代)

http://www.schyokaiikan.or.jp/access/index.html

主催: NPO法人ピースデポ

申し込みは不要です。お問合せは事務局まで。

核兵器廃絶メーリングリスト  
(abolition-japan)は、核兵器廃絶のための情報と意見交換をするメーリングリストです。

どなたも無料で参加できます。

登録方法は、件名を空欄のまま  
で、abolition-japan-  
request@list.jca.apc.org宛に  
「subscribe abolition-japan」との  
み本文に記入したメールを送って  
ください。

## 日誌

2005.10.6~10.20

作成: 中村桂子、林公則

DOD=米国防総省 / IAEA=国際原子力機関 / IMO=国際海事機関 / KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構 / MD=ミサイル防衛 / WMD=大量破壊兵器

10月6日 ヒル米國務次官補、KEDOを年内に廃止し、これに代わるより確かで新たな取り決めをまとめたとして下院外交委員会で証言。

10月6日 衆院憲法調査会の事実上の後継機関で、国民投票法案の審議権を与えられている衆院憲法調査特別委員会が初の審議。

10月7日 ノルウェーのノーベル賞委員会、05年のノーベル平和賞をIAEAおよびエルバラダイIAEA事務局長に贈ると発表。

10月8日 中国の呉儀副首相、北朝鮮の金正日総書記と会談。中朝関係の強化で一致。

10月9日 韓国ウリ党の崔星議員、58-91年にかけて計16カ所の在韓米軍施設における核兵器の配備を示すDOD資料の入手を公表。

10月12日 日本政府、国連総会第1委員会(軍縮)に核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」を提出。

10月12日 国連総会に特別委員会設置を求める決議案を検討していたカナダなど6か国、今期総会へ決議案提出断念を発表。(本号参照)

10月12日 米海軍第7艦隊のイージス艦「ラッセン」が室蘭港に入港。15日に出港。

10月13日 米国防大学国家戦略研究所、イラン核問題で、米国は核兵器を保有したイランと共

存せざるをえないとする報告書を発表。

10月13日 米海軍のイージス艦「フィッツ・ジェラルド」が鹿児島市の鹿児島港谷山1区に入港。16日に出港。

10月14日 原子力委員会がまとめた「原子力政策大綱」について、政策の基本方針として尊重することを政府が閣議決定。

10月14日 IMO外交会議、WMDやその材料となる物資の海上輸送を犯罪とする国際条約(シージャック防止条約)の改正を決定。

10月15日 ライス米國務長官、ラブロフ・ロ外相とモスクワで会談。イラン核問題の安保理付託問題で不一致のまま。

10月16日 ロシアとインド両軍による初の大規模軍事演習「インドラ2005」がインドで始まる。

10月18日 日米合同委員会、返還方針が決まっている横浜市のみ海軍6施設のうち、小柴貯油施設を年内に返還することで合意。

10月19日 青森県の三村申吾知事、むつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設の入入れを正式表明。東京電力らとの間に立地基本協定を締結。

10月19日 中国を訪問中のラムズフェルド米国防長官、北京市内にある人民大会堂で胡锦涛・国家主席と会談。

10月19日 米陸軍相模総合補給廠の返還問題で、相模原市と東京都町田市が早期返還を初めて共同で防衛庁、防衛施設庁、外務省に要請。

### 沖縄

10月6日付 2012年4月から普天間飛行場にオスプレイを配備させる計画が5日までに判明。

10月7日 キャンプ・ハンセンの都市型戦闘訓練施設移設問題で、7日までに移設先の測量に着手したと判明。

10月8日 午後6時ごろホワイトビーチに米海軍強襲揚陸艦セックスが接岸。

10月9日付 都市型訓練施設で、政府の建設計画公表より10ヶ月前に県が政府より説明を受けていたことが判明。

10月10日 ホワイトビーチに米海軍ドック型揚陸艦フォート・マクヘンリーが入港。

10月12日 普天間移設問題で、政府が新たに沿岸案を提示し最終調整に入ったことが判明。

10月13日 嘉手納基地運用規制協定を日米両政府に締結させることを目指した町民会議が嘉手納町で発足。

10月16日 第1回うるま市志川まつり会場周辺で、米軍の攻撃ヘリが約4時間、低空旋回。

10月17日 普天間移設問題で、沿岸案や浅瀬案の実現可能性を探る現地調査に実質着手。

10月18日 キャンプ・ハンセン内の都市型戦闘訓練施設で約1ヶ月ぶりの実弾射撃演習。

10月20日 日米合同委員会、キャンプ桑江の一部土地を陸軍貯油施設に統合すると合意。

### 今号の略語

ABM = 対弾道ミサイルシステム

CD = ジュネーブ軍縮会議

CRS = 米議会調査局

DPRK = 朝鮮民主主義人民共和国

FMCT = カットオフ条約

ICJ = 国際司法裁判所

NPT = 核不拡散条約

NSA = 消極的安全保証

PAROS = 大気圏外における軍備競争の防止

SLBM = 潜水艦発射弾道ミサイル

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりますが、詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 丸茂明美 <marumo@peacedepot.org>

### 宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

### 次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、丸茂明美(ピースデポ)、青柳絢子、鶴飼礼子、大澤一枝、大滝正明、佐藤史郎、津留佐和子、内藤雅義、中村和子、林公則、藤田明史、梅林宏道